カンボジア出張報告

国際協力部教官
石　水　佑　佳

第１　はじめに

当職は、令和８年２月２２日から同月２６日までの間、カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）に出張した。カンボジアでは、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）による「法・司法分野人材育成プロジェクト」を実施しており、これに当部も協力しているところ、同プロジェクトは２０２７年１０月に終了する。そこで、本出張は、ＪＩＣＡ及び当部の担当者が、直接、プロジェクトマネージャーであるカンボジア司法省ソマルット長官ら高官と民法及び民事訴訟法の改正支援を主目的とする次期協力の方向性について意見交換をすることを目的として実施された。

本稿では当該出張の概要を報告する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、すべて当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第２　出張者及び出張日程

１　出張者

当部廣田桂教官、植木克彦首席国際専門官（当時）、当職

２　出張日程（日付はいずれも令和８年）

２月２２日（日）　移動（日本発、香港経由プノンペン着）
２月２３日（月）　ＪＩＣＡ長期派遣専門家らとの打合せ、嶋貫賢男弁護士（以下「嶋貫弁護士」という。）との協議、司法省民事局パロット局長との協議
２月２４日（火）　司法省ソマルット長官との協議、カンボジア日本法教育センター（以下「ＣＪＬＣ」という。）訪問
２月２５日（水）　ＪＩＣＡ事務所訪問、大使館訪問、移動（プノンペン発）
２月２６日（木）　移動（香港経由、日本着）

第３　出張結果

１　ＪＩＣＡ長期派遣専門家との打合せ及び嶋貫弁護士との協議

当職らは、後藤圭介長期派遣専門家、溝口千恵長期派遣専門家らと協議を行った後、ＪＩＣＡカンボジア事務所との業務委託契約により現在カンボジアで改正中の民事訴訟法に関するワーキンググループに参加している嶋貫弁護士と協議を行った。嶋

貫弁護士から同ワーキンググループが行っている改正作業の進捗状況について説明を受けた。

2　司法省民事局との協議

⑴　裁判外紛争解決（以下「ＡＤＲ」という。）に関する取組の紹介

司法省民事局のパロット局長ほか同局の職員５名が参加し、協議を行った。カンボジアのＡＤＲ制度は、２０２３年に勅令（国王による命令）で制定され、同年にＮＡＡＤＲ（ＡＤＲ国家機関）の設立を目指し、同機関に対応する８つの法令が制定された。現在、司法大臣からの指示で、勅令の改正、他の法令の制定等を進めており、ＵＮＤＰから支援を受けていること等の情報共有があった。

また、韓国法務省との間でＡＤＲに関するコンセプトペーパーを作成したことの紹介があった。同ペーパーには、諸外国の調停の仕組み（日本、韓国、シンガポール等）に関する研究の実施、任意性の保障、調停センターの設立等が記載されていることが紹介された。

紛争で多いものは金銭消費貸借、土地に関する紛争、建物の売買契約に関する事案であり、商事事件及び家事事件は少ないことが紹介された。

課題として挙げられたのは、調停官の人材育成、能力向上であり、現在行われている調停官の研修の紹介があった。１つ目は初期研修であり、これには①未経験者を対象とした３か月の研修、②弁護士、仲裁経験者を対象とした２週間の研修教育があるとのことで、これらの研修は法曹養成のノウハウのある王立司法学院が行っているという説明があった。２つ目は、継続研修（調停官対象）である。継続研修は国外でも実施されており、２０２５年には２０人の調停官が韓国で研修を受け、２０２６年にも約１５名の調停官を対象として韓国で研修を実施する予定であるとのことであった。

その他、２０２６年２月に行われた、ＪＩＣＡプロジェクトの枠組みでの稲葉一人先生によるＡＤＲセミナーは調停官から良い評価を受けていることの紹介があった。

パロット局長からは、今後も現地セミナーを開催してほしい旨の要望があった。

⑵　判決公開に関する取組の紹介

パロット局長によれば、前プロジェクトで取り組んだ判例公開については、活動が進んでいないとのことである。

ワーキンググループにおいてミーティングを２回実施したものの、司法省の活動の中心が民事法改正に移行したなどの事情から、それ以降活動が行われなかったとのことであった。

もっとも、パロット局長は、最高裁や下級審から裁判例を収集する手続を行っており、今後裁判例を公開したいと考えているとも述べていた。

3　次期協力に関するソマルット長官との協議

司法省において、プロジェクトマネージャーである司法省のソマルット長官ほか５名が出席し、次期協力の方向性について協議を行った。

具体的には、次期協力の方向性について、民法及び民事訴訟法の改正支援を主目的とするプロジェクトデザインマトリックス案[1]（以下「ＰＤＭ案」という。）に基づいて意見交換を行った。

ソマルット長官から、上記に加え、これまでのＡＤＲに関する支援について高く評価しており、引き続き調停官への本邦研修を含むＡＤＲに関する支援を受けたいとの要望があった。

さらに、ソマルット長官からは、民法及び民事訴訟法の改正の他に、書記官、公証人、執行官関連の各法に関する検討もしており、書記官等の役割や経験の共有などのセミナーを検討してもらいたいとの要望も述べられた。

4　ＣＪＬＣ訪問

カンボジア王立法律経済大学内に設置された日本法教育センターにおいて、当職が日本の刑事手続や裁判員裁判に関する講義を実施した。

同センターに在学する４年生１２名が講義に参加した。

実際にあった裁判員裁判事件（殺人事件、間接事実積み上げ型）を基にした事例を設定し、学生らには、裁判員として被告人が有罪か否かを検討してもらった。学生らは日本の刑法及び刑事訴訟法について未学習であったにもかかわらず、熱心に事例を検討し、それぞれ根拠を示して結論を導いていた。

5　ＪＩＣＡカンボジア事務所訪問

ＪＩＣＡカンボジア事務所讃井一将所長らと協議を行い、当方から、ソマルット長官との間で実施した次期協力の方向性等の意見交換の内容を共有した。

また、ソマルット長官及びパロット局長から要望があった調停官への本邦研修を含むＡＤＲの支援強化の対応につき検討が必要である旨の認識を共有した。

6　大使館訪問

在カンボジア日本大使館永瀬賢介公使に対応いただき、公使に対し、本出張におけるカウンターパートとの次期協力の方向性に関する意見交換の内容等を報告した。

第４　おわりに

本出張では、ソマルット長官との間で、次期協力の方向性について意見交換することができ、出張の主たる目的は十分に達成された。

[1] 開発援助やプロジェクト管理で用いられるプロジェクトの設計図

また、カウンターパートのみならず、在カンボジア日本大使館やＪＩＣＡカンボジア事務所との関係でも現行プロジェクト及び次期協力に対する期待や評価の高さを認識できるとともに、カンボジアの民事法分野の現状に関する情報を得ることができたことは次期協力に関する検討を進める上で有益であった。

これら出張の成果を踏まえ、これまでの支援活動で構築してきたカンボジア側との信頼関係をより強固なものとしつつ、現行プロジェクトに対する支援及び次期協力に関する検討を着実に進めていきたい。



ソマルット長官らとの記念撮影